

## 買収前の所有者等への売払い に関する公告

下記1の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第4項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第1項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第2項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記2の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して6か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第1項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和6年3月13日

農林水産大臣 坂本 哲志

### 記

1 国有財産の表示	2 買収前の所有者の氏名及び住所	備 考
岩手県一関市花泉 町涌津字惡法師21 番2 原野 449m <sup>2</sup> (買取時：岩手県 西磐井郡涌津村字 惡法師21番2 原 野 3畝11歩)	佐藤誠之進 岩手県西磐井郡涌 津村字下町6番地	